

議案第 92 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 15 日提出

甲府市長 樋口 雄一

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 26 年 8 月条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

一般職の国家公務員の勤務時間、休日及び休暇に関する制度に鑑み、職員が被害者参加人として裁判所等に出頭するための休暇を設けるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。